

豊橋市長 長坂尚登 様

**多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の工事中止に伴う
関連事業含む補償額の提示を求める質問状**

豊橋市長の指示により、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の工事中止又は停止（以下、工事中止）の命令が出ております。これにより、2つ事業（多目的屋内施設整備に伴う発掘調査、豊橋総合スポーツ公園B地区野球場整備）にも影響があると認識しています。よって多くの豊橋市民が知りたい下記の項目について、質問いたします。

1. 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の工事中止による1日当たりの事業者を支払う補償額をお示してください。

※工事中止による補償額ですので、事業者に公開許可も得て回答を求めます。

※多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約書（案）の第49条（工事中止）の中止なのかもお示してください。

2. 多目的屋内施設整備に伴う発掘調査の遅延などによる補償額をお示してください。

※工事中止により、発掘調査にも下記の予定期間や工程に影響があると考えます。（可能であれば1日当たり補償額）調査期間：令和6年4月1日～令和7年9月末（予定）

3. 豊橋総合スポーツ公園B地区野球場整備の事業停止による補償額をお示してください。

※基本計画には野球場基本設計・実施設計、用地取得、基盤整備（盛土・圧密期間）が令和6.7年継続事業になっております。（可能であれば1日当たりの補償額または、遅延による影響額）

4. 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の契約解除または、項目に当てはまらず破棄する場合の、市が支払う可能性の額（概算可）を事業者を確認しお示してください。

※解除項目に当てはまる場合と、破棄になる場合の双方を市より事業者を確認し、開示許可も得てお示してください。解除・破棄などの、今後の協議にて行政が判断するうえで必要な情報であり、市民もその点を求めています。

以上の質問に対し4月30日（水）午後5時までにご回答をお願いします。回答可能な部分から随時、回答を求めます。また、先方の都合により回答の遅れなどは理由も添えてご連絡ください。

令和7年4月7日

輝く豊橋の未来を実現する会
代表 近藤喜典